

社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会 友愛電話事業実施要綱

1. 趣 旨

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができることをめざし、友愛電話をとおして孤独感の解消・健康状態の確認及び、心の交流を深めることを目的とする。

2. 実施主体

かつらぎ町社会福祉協議会（以下「社協」という。）

3. 協 力

ボランティアグループ「友愛電話こだま」

4. 対 象 者

- ・町内在住の一人暮らしの高齢者、又は、高齢者世帯等。
- ・事業実施日に介護サービス等の利用がなく、日中見守りや、安否確認がない方。

5. 実施方法

電話はかつらぎ町社会福祉協議会 1階 相談室にて登録されたボランティアの協力を得て行う。

月2回（対象者には、月1回）

毎月第1週目の金曜日 午後1時30分～午後3時30分

第2週目の金曜日 午後1時30分～午後3時30分

6. 対象地区

第1週目対象地区

笠田東第一・笠田東第二・佐野・大谷・三谷・東渋田・西渋田・中央部・四邑
志賀・天野・新城・花園

第2週目対象地区

丁ノ町・新田・妙寺・中飯降・短野・高田・笠田西部・笠田中・真和・四郷第一
四郷第二

7. 費 用

この事業に要する経費は、実施主体の予算をもって充てるものとする。

利用料は無料とする。

8. 申 請

友愛電話を希望する者は、友愛電話申込書を社協会長に提出するものとする。

9. 決 定 等

社協会長は、申請書を受理したのち、速やかにサービス提供の要否について調査し、申請者に対してその結果を通知する。

付 則

この要綱は平成 13 年 1 月から適用する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。